

○川越市文化施設条例施行規則

昭和 39 年 4 月 17 日

規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川越市文化施設条例(昭和 39 年条例第 38 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(昭 63 規則 21・平 17 規則 52・一部改正)

(休館日)

第 2 条 文化施設の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(1) 毎週火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条第 1 項及び第 3 項に規定する休日にあたる場合は、その日以後の直近の同法に規定する休日以外の日)

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(平 5 規則 27・全改、平 17 規則 52・一部改正)

(職の設置)

第 3 条 川越市やまぶき会館分室川越駅東口多目的ホール(以下「多目的ホール」という。)に、事務長を置く。

(平 14 規則 37・追加、平 27 規則 61・平 28 規則 20・一部改正)

(職務)

第 4 条 事務長は、上司の命を受け、多目的ホールの事務を掌理する。

(平 14 規則 37・追加、平 28 規則 20・一部改正)

(利用時間)

第 5 条 利用時間は、利用許可を受けた時間とし、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(平 14 規則 37・旧第 3 条繰下、平 17 規則 52・一部改正)

(利用の許可申請)

第 6 条 条例第 3 条第 1 項の規定により文化施設の利用許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、利用しようとする日の属する月の 12 月前の初日から利用しようとする日の 7 日前までに川越市文化施設利用許可申請書(様式第 1 号。以下「利用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると

認めるときは、この限りでない。

(昭 6 3 規則 2 1 ・ 平 9 規則 4 4 ・ 一部改正、平 1 4 規則 3 7 ・ 旧第 4 条繰下、平 1 7 規則 5 2 ・ 平 1 8 規則 1 7 ・ 令 7 規則 7 9 ・ 一部改正)

(許可事項の変更)

第 7 条 条例第 3 条第 1 項又は条例第 6 条第 2 項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、川越市文化施設利用変更許可申請書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

(平 1 7 規則 5 2 ・ 全改、平 1 8 規則 1 7 ・ 平 2 1 規則 2 ・ 一部改正、令 7 規則 7 9 ・ 旧第 8 条繰上 ・ 一部改正)

(附属設備品の使用料)

第 8 条 条例第 6 条第 3 項に規定する附属設備品の品目及び使用料は、川越市やまぶき会館については別表第 1、川越西文化会館及び川越南文化会館については別表第 2 のとおりとする。

(昭 6 3 規則 2 1 ・ 平 6 規則 2 0 ・ 一部改正、平 1 4 規則 3 7 ・ 旧第 6 条繰下、平 2 7 規則 6 1 ・ 一部改正、令 7 規則 7 9 ・ 旧第 9 条繰上)

(利用取消届出書)

第 9 条 利用者は、文化施設の利用を取り消そうとするときは、遅滞なく川越市文化施設利用取消届出書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(昭 6 3 規則 2 1 ・ 一部改正、平 1 4 規則 3 7 ・ 旧第 7 条繰下 ・ 一部改正、平 1 7 規則 5 2 ・ 平 1 8 規則 1 7 ・ 平 2 1 規則 2 ・ 一部改正、令 7 規則 7 9 ・ 旧第 1 0 条繰上 ・ 一部改正)

(特別の設備)

第 1 0 条 文化施設を利用する場合において特別の設備を設け、又は既存の設備を変更しようとする者は、その設置又は変更の内容を記載した仕様書を利用許可申請書に添付しなければならない。

2 市長は、前項の仕様書が提出されたときは、その設備又は変更の目的及び内容を検討し、その適否を決定した上でその内容を利用許可書又は利用変更許可書に記載するものとする。

(昭 6 3 規則 2 1 ・ 一部改正、平 1 4 規則 3 7 ・ 旧第 9 条繰下 ・ 一部改正、平 1 7 規則 5 2 ・ 旧第 1 2 条繰上 ・ 一部改正、平 2 1 規則 2 ・ 一部改正、令 7 規則 7 9 ・ 旧第 1 1 条繰上)

(利用時間の延長申請)

第11条 条例第10条ただし書の規定により利用開始後、利用時間の延長の許可を受けようとする者は、川越市文化施設利用時間延長許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用時間延長許可申請書を受理した場合において、他に支障がないと認めるときは、その利用時間の延長を許可し、川越市文化施設利用時間延長許可書(様式第5号)を交付するものとする。

(昭63規則21・一部改正、平14規則37・旧第10条繰下・一部改正、平17規則52・旧第13条繰上・一部改正、平18規則17・平21規則2・一部改正、令7規則79・旧第12条繰上・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第12条 条例第18条第1項の規定による申請は、市長が指定する期限までに川越市文化施設指定管理者指定申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 市長が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (3) 市長が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 条例第17条第2項に規定する指定管理業務(次条第2号及び第14条において「指定管理業務」という。)の実施に関する計画を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平17規則52・追加、平21規則2・一部改正、令7規則79・旧第13条繰上・一部改正)

(指定管理者に係る告示)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

- (1) 条例第18条の規定により指定管理者(条例第17条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定をしたとき。
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を指

定管理者に命じたとき。

(3) 指定管理者の名称又は主たる事務所の所在地の変更があつたとき。

(平17規則52・全改、令7規則79・旧第14条繰上)

(指定管理者に係る読替え)

第14条 条例第17条第1項の規定により指定管理者が指定管理業務を行う場合における第2条、第6条、第7条及び第9条から第11条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平17規則52・全改、令7規則79・旧第15条繰上・一部改正)

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(昭63規則21・旧第16条繰下、平元規則26・旧第18条繰下、平4規則4・旧第20条繰上、平14規則37・旧第16条繰下、平17規則52・旧第19条繰上・一部改正、令7規則79・旧第16条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年1月29日規則第1号)

この規則は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則 (昭和41年10月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年7月1日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年7月18日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年4月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年2月18日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年8月25日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年4月28日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５０年１２月２７日規則第３７号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和５１年６月１日以降使用する使用料から適用する。

附 則（昭和５１年１２月１６日規則第３０号）

この規則は、昭和５２年１月１日から施行する。

附 則（昭和５２年４月１日規則第１９号）

この規則は、昭和５２年４月１日から施行する。

附 則（昭和５３年２月９日規則第２号）

この規則は、昭和５３年４月１日から施行する。

附 則（昭和５４年３月１０日規則第７号）

この規則は、昭和５４年４月１日から施行する。

附 則（昭和５５年２月１日規則第２号）

この規則は、昭和５５年４月１日から施行する。

附 則（昭和６０年１２月２５日規則第２２号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和６３年７月３０日規則第２１号）

この規則は、昭和６３年８月１日から施行する。

附 則（平成元年９月１３日規則第２６号）

- 1 この規則は、平成元年１０月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の川越市文化施設条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る使用で当該使用が施行日以後のものに係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用で当該使用が施行日以後のものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成２年５月１５日規則第１９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成４年３月２６日規則第４号）抄

- 1 この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成４年３月２６日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成４年６月３０日規則第２０号）

この規則は、平成４年７月１日から施行する。

附 則（平成５年７月２７日規則第２７号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成5年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成5年10月1日以後の文化施設附属設備品の使用に係る使用料について適用し、同日前の文化施設附属設備品の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月31日規則第20号）

1 この規則は、平成6年5月1日から施行する。

2 川越市行政組織規則（平成6年規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成9年12月26日規則第44号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月26日規則第28号）

1 この規則は、平成11年6月1日から施行する。

2 この規則による改正後の別表第1照明設備の部持込器具の項の改正規定及び別表第2照明設備の部持込器具の項の改正規定は、平成12年5月1日以後の文化施設の附属設備品の使用に係る使用料について適用し、同日前の文化施設の附属設備品の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月27日規則第8号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の川越市文化施設条例施行規則の規定により作成されている様式は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成14年4月26日規則第30号）

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則（平成14年6月28日規則第37号）

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成16年9月29日規則第44号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年6月23日規則第52号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の川越市文化施設条例施行規則の規定により作成されている様式は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成１８年３月３１日規則第１７号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年１月３０日規則第２号）

- この規則は、平成２１年２月１日から施行する。
- 改正後の川越市文化施設条例施行規則の規定は、平成２１年４月１日以降の利用に係る申請及び利用許可に係る変更の申請について適用し、同日前の利用に係る申請及び利用許可に係る変更の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成２７年６月３０日規則第６１号）

この規則は、平成２７年７月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月２４日規則第２０号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日規則第２４号）

- この規則は、令和４年４月１日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和７年１２月２５日規則第７９号）

- この規則は、令和８年１月５日から施行する。
- 改正後の川越市文化施設条例施行規則の規定は、令和８年４月１日以後の川越市文化施設の利用について適用し、同日前の川越市文化施設の利用については、なお従前の例による。

別表第１（第８条関係）

（平１８規則１７・全改、平２１規則２・平２７規則６１・令７規則７９・一部改正）

	品目	単位	区分	使用料	備考
舞台設備	グランドピアノ	１台	１回	３，０００ 円	調律料金は含まない。
	反響板	１式	同上	４，０００	
	平台	１枚	同上	１５０	
	平台用足	１個	同上	５０	
	講演台（花台付）	１式	同上	５００	

	所作台	1 式	同上	4, 0 0 0	
	花道所作台	同上	同上	1, 0 0 0	
	びょうぶ	1 双	同上	1, 5 0 0	
	松羽目	1 面	同上	1, 0 0 0	
	竹羽目	1 式	同上	1, 0 0 0	
	1 6 ミリ映写機	同上	1 0 分	6 0 0	
	スライド映写機	同上	1 回	1, 5 0 0	
	プロジェクター	1 台	同上	2, 0 0 0	
	DVDプレーヤー	同上	同上	1, 0 0 0	
	オーバーヘッドカメラ	同上	同上	1, 0 0 0	
	スクリーン	1 式	同上	1, 0 0 0	
	緋毛せん	1 枚	同上	1 0 0	
	長座布団	同上	同上	5 0	
	高座用座布団	同上	同上	5 0	
	指揮台	1 台	同上	2 0 0	
	指揮者用譜面台	同上	同上	2 0 0	
	演奏者用譜面台	同上	同上	3 0	
	ドライアイスマシン	同上	同上	2, 0 0 0	ドライアイスは含まない。
	スモークマシン	1 式	同上	2, 0 0 0	
	演出効果器具	1 種	同上	1, 0 0 0	雪（紙片等）は含まない。
	地がすり	1 式	同上	1, 5 0 0	
	リノリウム	同上	同上	1, 5 0 0	テープは含まない。
	幕類	同上	同上	1, 5 0 0	
	コントラバス用椅子	1 個	同上	2 0 0	
照明設備	調光装置	1 式	同上	5, 0 0 0	
	フットライト	1 列	同上	1, 0 0 0	ゼラチンは含まない。
	花道フットライト	1 式	同上	4 0 0	同上
	ボーダーライト	1 列	同上	1, 0 0 0	同上
	アッパーホリゾントライト	同上	同上	1, 0 0 0	同上
	ローアホリゾントライト	同上	同上	1, 0 0 0	同上

ストリップライト（大）	1本	同上	200	同上
ストリップライト（小）	同上	同上	100	同上
スポットライト（1.5kW）	1台	同上	400	同上
スポットライト（1kW）	同上	同上	250	同上
スポットライト（0.5kW）	同上	同上	150	同上
クセノンピンスポットライト	同上	同上	3,000	
ハロゲンスポットライト	同上	同上	1,000	
ディスクマシン	同上	同上	500	
オーロラマシン	同上	同上	500	
スパイラルマシン	同上	同上	500	
ミニエフェクトマシン	1式	同上	500	
スライドキャリア	1台	同上	500	
リニアエフェクト	同上	同上	500	
リップルマシン	同上	同上	500	
マルチストロボ	同上	同上	500	
箱波	同上	同上	500	
ファイアーマシン	同上	同上	500	
I T O用セントレスマシン	同上	同上	500	
ソースフォー用エンドレスマシン	同上	同上	500	
先玉・元玉	1個	同上	100	
ディスクプレート	1枚	同上	100	
ミラーボール	1台	同上	500	
星球	1式	同上	500	
スポックス	1台	同上	500	
スクローラー操作卓	同上	同上	600	
スクローラー	1個	同上	100	
照明スタンド	1台	同上	100	
持込器具用電源	同上	1kW	150	1kWに満たない部分は1

					k Wとする。
音響設備 (ホール)	拡声装置	1 式	1 回	3, 0 0 0	
	マイク (A)	1 本	同上	1, 0 0 0	コンデンサーマイク
	マイク (B)	同上	同上	5 0 0	マイク (A) 以外のもの
	ワイヤレスマイク	1 式	同上	2, 0 0 0	
	マイクスタンド	1 本	同上	1 0 0	
	オープンテープレコーダー	1 台	同上	1, 0 0 0	
	カセットテープレコーダー	同上	同上	1, 0 0 0	
	デジタルオーディオテープ レコーダー	同上	同上	2, 0 0 0	
	レコードプレーヤー	同上	同上	1, 0 0 0	
	C D プレーヤー	同上	同上	1, 0 0 0	
	MD プレーヤー	同上	同上	1, 0 0 0	
	ダイレクトボックス	同上	同上	5 0 0	
	ポータブルミキサー	同上	同上	1, 0 0 0	
	エレベーターマイク装置	1 基	同上	5 0 0	マイクは含まない。
	ステージスピーカー (大)	1 対	同上	1, 5 0 0	
	ステージスピーカー (中)	同上	同上	1, 0 0 0	
	はね返しスピーカー	1 台	同上	3 0 0	
	つりマイク装置	1 基	同上	1, 0 0 0	
	補助調整卓	1 台	同上	2, 0 0 0	
	残響付加装置	同上	同上	1, 0 0 0	
	効果用器具	同上	同上	1, 0 0 0	
	持込器具用電源	1 式	同上	2, 0 0 0	
貸室用設備	拡声装置	同上	同上	1, 0 0 0	
	マイク	1 本	同上	3 0 0	
	ワイヤレスマイク	1 式	同上	1, 5 0 0	
	マイクスタンド	1 本	同上	1 0 0	
	プロジェクター	1 台	同上	2, 0 0 0	
	D V D プレーヤー	同上	同上	1, 0 0 0	

	グランドピアノ	同上	同上	2,000	調律料金は含まない。
	持込器具用電源	同上	1kW	150	1kWに満たない部分は1kWとする。
多目的ホール用設備	マイク	1本	1回	200	
	ワイヤレスマイク	1式	同上	1,000	
	カセットテープレコーダー	1台	同上	200	
	ビデオプロジェクター	1式	同上	1,000	スクリーン付
	ビデオデッキ	1台	同上	500	
	DVD・CDプレーヤー	同上	同上	500	
	CDラジオカセットテープレコーダー	同上	同上	200	
	アップライトピアノ	同上	同上	1,000	調律料金は含まない。

備考

- 1 1回とは、条例別表第1に規定する時間区分の午前、午後及び夜間の各区分をいう。
- 2 前項に規定する1回の時間区分を超過して利用する場合の使用料は、1時間（1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき規定使用料の2割相当額を増額する。
- 3 前項の場合において、使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2（第8条関係）

（平18規則17・全改、令7規則79・一部改正）

	品目	単位	区分	使用料	備考
舞台設備	グランドピアノ	1台	1回	3,000円	調律料金は含まない。
	反響板	1式	同上	2,000	
	平台	1枚	同上	150	
	平台用足	1個	同上	50	
	講演台（花台付）	1式	同上	500	
	所作台	同上	同上	2,000	
	花道所作台	同上	同上	600	

	びょうぶ	1 双	同上	1, 5 0 0	
	松羽目	1 面	同上	6 0 0	
	1 6 ミリ映写機	1 式	1 0 分	6 0 0	
	スライド映写機	同上	1 回	1, 0 0 0	
	プロジェクター	1 台	同上	2, 0 0 0	
	DVD・ビデオデッキ	同上	同上	1, 0 0 0	
	スクリーン	1 式	同上	1, 0 0 0	
	緋毛せん	1 枚	同上	1 0 0	
	長座布団	同上	同上	5 0	
	高座用座布団	同上	同上	5 0	
	指揮台	1 台	同上	2 0 0	
	指揮者用譜面台	同上	同上	2 0 0	
	演奏者用譜面台	同上	同上	3 0	
	スモークマシン	1 式	同上	2, 0 0 0	
	演出効果器具	1 種	同上	1, 0 0 0	雪（紙片等）は含まない。
	地がすり	1 式	同上	5 0 0	
	リノリウム	同上	同上	5 0 0	
照明設備	調光装置	同上	同上	3, 0 0 0	
	フットライト	1 列	同上	6 0 0	ゼラチンは含まない。
	ボーダーライト	同上	同上	6 0 0	同上
	アッパーホリゾントライト	同上	同上	1, 0 0 0	同上
	ローアホリゾントライト	同上	同上	1, 0 0 0	同上
	スポットライト（1 k W）	1 台	同上	2 5 0	同上
	スポットライト（0. 5 k W）	同上	同上	1 5 0	同上
	クセノンピンスポットライト	同上	同上	1, 5 0 0	
	ディスクマシン	同上	同上	5 0 0	
	ダブルマシン	同上	同上	5 0 0	
	オーロラマシン	同上	同上	5 0 0	
	センタレスマシン	同上	同上	5 0 0	

	スライドチェンジャー	同上	同上	5 0 0	
	波マシン	同上	同上	5 0 0	
	先玉・元玉	1 個	同上	1 0 0	
	ディスクプレート	1 枚	同上	1 0 0	
	ミラーボール	1 台	同上	5 0 0	
	照明スタンド	同上	同上	1 0 0	
	持込器具用電源	同上	1 k W	1 5 0	1 k Wに満たない部分は1 k Wとする。
音響設備 (ホール)	拡声装置	1 式	1 回	3, 0 0 0	
	マイク (A)	1 本	同上	1, 0 0 0	コンデンサーマイク
	マイク (B)	同上	同上	5 0 0	マイク (A) 以外のもの
	ワイヤレスマイク	1 式	同上	2, 0 0 0	
	マイクスタンド	1 本	同上	1 0 0	
	オープンテープレコーダー	1 台	同上	1, 0 0 0	
	カセットテープレコーダー	同上	同上	1, 0 0 0	
	レコードプレーヤー	同上	同上	1, 0 0 0	
	C Dプレーヤー	同上	同上	1, 0 0 0	
	MDプレーヤー	同上	同上	1, 0 0 0	
	ダイレクトボックス	同上	同上	5 0 0	
	ポータブルミキサー	同上	同上	1, 0 0 0	
	はね返りスピーカー	同上	同上	3 0 0	
	つりマイク装置	1 基	同上	1, 0 0 0	
	残響付加装置	1 台	同上	1, 0 0 0	
	持込器具用電源	1 式	同上	2, 0 0 0	
貸室用設備	拡声装置	同上	同上	1, 0 0 0	
	マイク	1 本	同上	3 0 0	
	ワイヤレスマイク	1 式	同上	1, 5 0 0	
	マイクスタンド	1 本	同上	1 0 0	
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	同上	1, 0 0 0	

プロジェクター	同上	同上	2, 0 0 0	
D V D ・ ビデオデッキ	同上	同上	1, 0 0 0	
C D ラジオカセットテープ レコーダー	同上	同上	3 0 0	
カセットテープレコーダー	同上	同上	3 0 0	
アップライトピアノ	同上	同上	1, 5 0 0	調律料金は含まない。
テレビ	同上	同上	1, 0 0 0	
持込器具用電源	同上	1 k W	1 5 0	1 k W に満たない部分は 1 k W とする。
茶道具	1 式	1 回	1, 0 0 0	

備考

- 1 1 回とは、条例別表第 2 又は別表第 3 に規定する時間区分の午前、午後及び夜間の各区分をいう。
- 2 前項に規定する 1 回の時間区分を超過して利用する場合の使用料は、1 時間（1 時間未満の端数があるときは、3 0 分未満は切り捨て、3 0 分以上は 1 時間とする。）につき規定使用料の 2 割相当額を増額する。
- 3 前項の場合において、使用料の額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

川越市文化施設利用許可申請書

申 請 番 号					年	月	日
(提出先) 川越市長（指定管理者）							
申 請 者 氏 名 代 表 者 氏 名 電 話 番 号 利用責任者 住 氏 氏 氏 電 話 番 号 住 所 又は団体の名称 氏 名 番 号 所 名 号							
川越市やまぶき会館 川越西文化会館 川越南文化会館 川越駅東口多目的ホール							
の利用を次のとおり申請します。							
催 事 区 分							
催 事 詳 細							
利 用 内 容							
利用年月日	利用時間	施 設 名 (備 品 名)	利用目的		使用料等		
			営利／非営利	利用予定人数			
減免事由					小 計		
対 象 者					割 増 額		
					減 免 額		
公益／収益					合 計		
利 用 条 件							
備 考							

様式第2号（第7条関係）

川越市文化施設利用変更許可申請書

申 請 番 号						年 月 日
(提出先) 川越市長（指定管理者）						
申 請 者 住 所 氏名又は団体の名称 代 表 者 氏 名 電 話 番 号 利用責任者 住 所 氏 名 電 話 番 号						
年 月 日付け第 号で承認された 川越市やまぶき会館 川越西文化会館 川越南文化会館 川越駅東口多目的ホール の						
利用の変更を次のとおり申請します。						
区分	利用年月日	利用時間	施設名 (備品名)	利用目的	使用料等	
変 更 後						
変 更 前						
申請理由 変更日：				使用料等合計		
				既 納 額		
				不 足 額		
				超 過 額		
利 用 条 件						
備 考						

様式第3号(第9条関係)

川越市文化施設利用取消届出書		施設区分	
(提出先) 川越市長(指定管理者) 次のとおり利用の取消しをしたいので届け出ます。 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 電 話 受付No.			
催物の 名称		担 当 者	氏名 電話
許 可 済 番 号	第 号	許 可 書 交 付	・ ・
利 用 年 月 日			
利 用 施 設			
取消しをする施設			
取消しをする理由 (できるだけ詳しく 書いてください。)			
備 考			

太線内だけ記入してください。

(注)利用許可書を添付してください。

様式第4号(第11条関係)

川越市文化施設利用時間延長許可申請書		施設区分			
(提出先) 川越市長(指定管理者) 次のとおり利用時間を延長したいので申請します。 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 電 話 受付No.					
催物の名称		担当者	氏名		
			電話		
許可済番号	第 号	許可書交付	・	・	
利用時間等	年 月 日() 午 時 分から □午 前 午 時 分から □午 後 □夜 間				
利用施設					
延長する時間	自 午 時 分 至 午 時 分				
延長の理由					
延長する施設等	既納使用料	延長時間	規定使用料	加 算 率	延 長 料 金
	円	時間	円	割	円
合 計					円

太線内だけ記入してください。

様式第5号(第11条関係)

川越市文化施設利用時間延長許可書		施設区分			
様				第 年 月 日	
川越市長 (指定管理者)				印	
次のとおり利用時間の延長を許可します。					
催物の 名称			担当者	氏名	
				電話 ()	
許可済番号	第 号	許可書交付	・		
利用時間等	年 月 日 ()		午 時 分から 午 時 分まで	☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 夜間	
利用施設					
延長する時間	自 午 時 分 至 午 時 分				
延長の理由					
延長する施設等	既納使用料	延長時間	規定使用料	加算率	延長料金
	円	時間	円	割	円
合 計					円
延長利用の条件					
その他必要な事項					

様式第6号(第12条関係)

川越市文化施設指定管理者指定申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

主たる事務所の所在地
名 称
代表者氏名

の指定管理者の指定を受けたいので、川越市文化
施設条例第18条第1項の規定により申請します。

様式第1号（第6条関係）

（令7規則79・全改）

様式第2号（第7条関係）

（令7規則79・全改）

様式第3号（第9条関係）

（平21規則2・追加、令7規則79・旧様式第7号繰上・一部改正）

様式第4号（第11条関係）

（平21規則2・追加、令7規則79・旧様式第8号繰上・一部改正）

様式第5号（第11条関係）

（平18規則17・全改、平21規則2・旧様式第7号繰下、令7規則79・旧様式第9号繰上・一部改正）

様式第6号（第12条関係）

（平17規則52・全改、平21規則2・旧様式第8号繰下、令4規則24・一部改正、令7規則79・旧様式第10号繰上・一部改正）